

## 仕様書

### 1. 件名

令和8年度「日本各地とのインバウンド誘客促進事業」に係る Web サイト制作業務委託

### 2. 目的

東京都（以下「都」という。）は、別紙1「東京と各地方の連携によるインバウンド誘客促進事業」のとおり、日本のゲートウェイである東京が各地方と連携して、東京を起点として日本各地を周遊する観光ルートを軸としたプロモーションを展開することで、都と日本各地双方の強みを生かして新たな魅力を海外に広く発信し、連携地方の海外における認知度の向上と外国人旅行者の誘致を促進している。

本事業においては、欧米豪の各国から東京と各地方への訪問を促すため、Web サイト制作及び運営・管理を行う。また、新たに北関東地方の Web サイトを作成し運営・管理を行う。

### 3. 対象となる Web サイト

#### (1) 既存の6つの各地方サイト（英語のみ）

「TOHOKU×TOKYO」（以下「東北サイト」という。）

<https://www.tohokuandtokyo.org/>

「CHUGOKU+SHIKOKU×TOKYO」（以下「中国・四国サイト」という。）

<https://www.chushikokuandtokyo.org/>

「KYUSHU×TOKYO」（以下「九州サイト」という。）

<https://www.kyushuandtokyo.org/>

「HOKURIKU×TOKYO」（以下「北陸サイト」という。）

<https://www.hokurikuandtokyo.org/>

「TOKAI×TOKYO」（以下「東海サイト」という。）

<https://www.tokaiandtokyo.org/>

「KANSAI×TOKYO」（以下「関西サイト」という。）

<https://www.kansaiandtokyo.org/>

#### (2) 全国各地の情報をまとめたプラットフォームサイト（日本語・英語）

「Tourism of ALL JAPAN×TOKYO」（以下「地方連携サイト」という。）

<http://www.tourism-alljapanandtokyo.org/>

#### (3) 新規作成する北関東地方のサイト（英語）

「KITAKANTO×TOKYO」（仮称）（以下「北関東サイト」という。）

※URL 未定

### 4. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5. 全体運営

### (1) 全般について

受託者は、「2.目的」に基づき、東京と各地方の魅力がどちらかに偏ることなく的確に外国人旅行者へ伝わるよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえて事業を実施すること。

### (2) 実施体制

ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

イ. 受託者は各事業の詳細な年間スケジュール及び作業フロー・体制等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。内容に変更が生じた際は、速やかに調整をはかること。

ウ. 受託者は各事業において想定される各作業項目の進捗管理表を作成し、常にTCVBと共有を行い、遅滞なく実施すること。

エ. 受託者は、定期的な更新を除く全ての更新作業を原則として令和8年12月末を目途に完了できるようスケジュールを調整すること。なお、招聘実施に伴う各種更新については、別途決定する。

オ. コンテンツ制作全般においてTCVBの確認の前に必ず内部チェックを経て、スペルミス等の誤りを修正した状態としておくこと。また綿密なファクトチェックを行うこと。

カ. 東京都やTCVBが発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

キ. ウェブサイトの運営システムの運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載すること。障害発生時は24時間受付可能な体制とすること。

ク. 業務の詳細について、月1回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密にTCVBに報告すること。

### (3) Webサイトのデザイン・構成について

ア. PC及びスマートフォン及びタブレット等を含む電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。

イ. 世界的なトレンドを取り入れたデザインの導入を心がけること。

ウ. 各地方の魅力や四季の彩りが伝わる最新の画像を掲載すること。画像については一部TCVB及び各自治体から提供を行うが、より訴求力のある画像があれば個別に手配を行うことも妨げない。

エ. 写真や動画利用に当たっては、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は委託費に含むこと。

オ. 現在、Webサイトに掲載しているフォトストック（画像）を継続して掲載できるよう、受託者決定後にフォトストック業者と調整し、フォトス

トック（画像）の適切な管理を行うこと。

（現在掲載しているフォトストック画像：約 543 点、参考年間継続使用料：543 万円（税抜）

使用画像の管理に当たっては管理表を定め、自治体や TCVB からの画像差し替え依頼等、都度その管理表を更新するとともに、TCVB と共有の上、適切に管理を行うこと。自治体や各施設からの依頼により、画像の変更が生じる際は、都度 TCVB へ事前に報告し、適切な対応を行うこと。

(4) システム・サーバ等について

- ア. 東北サイト、中国・四国サイト、九州サイト、北陸サイト、東海サイト、関西サイト（以下まとめて「各地方サイト」という。）及び地方連携サイトにおいては、既に取得・使用しているドメインの継続と管理を行うこと。北関東サイトにおいては、ドメインの新規取得と管理を行うこと。また DNS（プライマリ・セカンダリ）サーバーを用意し、管理運用を行うこと。
- イ. Web サイトが適切に運用されているよう、年間を通して監視・管理すること。サイトに問題が見つかった場合は、速やかに TCVB に報告するとともに、適切に対処すること。
- ウ. Web サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- エ. Web サイト運営に使用するシステム等（サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等）は、適切に最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに TCVB へ報告の上必要な対応を行うこと。なお、アップデートを実施した際は TCVB へ報告すること。
- オ. 改正個人情報保護法、GDPR（EU 一般データ保護規則）その他関連する地域の個人情報取扱規約及びプラットフォーム利用規約に則り、Cookie 同意ツールを導入（選定、設定、実装を含む。）し、管理（同意ログの保存、バナー表示設定、法改正対応、バージョン更新等を含む。）すること。作業に当たっては、受託者自ら最新の情報収集に努めること。当該ツールのライセンス費用及び運用に係る費用は受託者の負担とし、委託費に含めるものとする。なお、ツールの利用及び他サービスとの連携に際しては、必要に応じて TCVB と協議の上、当該連携先との調整を含め、適切に対応すること。また、Cookie 同意ツールの導入は引継ぎ完了後可能な限り早めに対応すること。
- カ. 原則、ウェブサイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- キ. 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システ

ムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。

- ク. 既存で使用している Google カスタム検索及び Google Maps Platform を引き続き使用すること。(参考：令和 7 年度 Google Maps Platform は無料枠内で運用)
- ケ. 別紙 2「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」を参照の上、観光情報 Web サイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。
- コ. サイト全体に対して、常時 SSL 化の対応をすること。証明書の更新申請が必要な場合は、証明書の有効期限の 1 ヶ月前までに更新の申請を行うこと。

#### (5) 情報収集について

- ア. 情報更新、追加に伴うテキストは原則日本語で収集すること。
- イ. 外部への確認内容は逐次記録に残して整理・保管すること。情報収集で得た連絡先は適切に管理を行うこと。

#### (6) 翻訳

- ア. 各地方サイト及び地方連携サイト制作における翻訳は、既に掲載されている内容を参照し、サイト内における表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- イ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- ウ. 固有名詞の表現等の記載については、各連携先の希望も考慮し進行すること。
- エ. 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を要請することがある。
- オ. 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。

#### (7) その他

- ア. 後述の各コンテンツ作成に当たり、必要に応じて別紙 1 に記載の各自治体、交通事業者等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、テストページ確認依頼等を行うこと。その際、事前に確認内容やスケジュールを示した上で、十分な確認時間を確保すること。
- イ. 各 Web サイトの閲覧を促すオンラインプロモーション事業を別途実施予定である。情報や素材の提供などが必要な場合は対応すること。それに伴う費用が発生する場合は、本受託者がオンラインプロモーション事業の実施事業者に請求を行い、本事業の委託費には含めないこと。
- ウ. 本事業実施に際して、必要に応じて調整業務に対応すること。

### 6. 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を効果的かつ魅力的に企画し、円滑に運営実施すること。

(1) サイト移管・引継ぎ

前述3(1)と(2)の既存サイトを前年度の受託事業者(以下「前事業者」という。)から引継ぎ、運用すること。コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として従来のもを引継ぐこと。ただし後述の6.(2)エ及び6.(3)エ「サイト改善施策」で必要な場合など、改善を行うことも妨げない。システム等の移管作業が必要な場合は令和8年6月30日(火)までに移管後のサイト公開を完了すること。移管作業期間中に既存サイトに修正・更新があった場合は最新の情報を反映すること。引継ぎ・移管に係る一切の費用を委託費に含めること。

※参考：各サイトページ数目安

東北	中国・四国	九州	北陸	東海	関西	地方連携
490	560	500	280	50	40	600

(2) 各地方サイトの更新及び運営管理

各地方サイトについて以下のとおり、更新及び運営管理を行うこと。

ア. コンセプト

引き続き、東京及び各地方双方の魅力とアクセス情報、交通サービス情報等をより詳細に発信することにより、訪都外国人や個人旅行者等各地方を認知し、推奨交通機関を利用して実際に現地を訪問することを促す。

イ. 言語

英語

ウ. コンテンツ

(ア) 招聘事業に伴うルートページ制作及びスポット情報制作

TCVBが別途実施する招聘事業に伴い、当該事業の受託事業者と協力の上、観光ルート・訪問スポット・交通機関等の情報について、翻訳及び掲載作業(令和8年12月中を目途に掲載)を行うこと。

(ルートページ例) [https://www.hokurikuandtokyo.org/route\\_18/](https://www.hokurikuandtokyo.org/route_18/)

(スポットページ例) [https://www.hokurikuandtokyo.org/spot\\_120/](https://www.hokurikuandtokyo.org/spot_120/)

- ① 招聘事業により、東京(1日)及び各地方のうちそれぞれ2つの自治体(2~3日ずつ)(予定)を巡る観光ルートを各地方サイトに1ルートずつ設定する(各地方サイトに1本ずつ、合計6本)。同ルートの紹介コンテンツを既存のルートページを参考に、訪都・訪日旅行を検討する主に欧米豪地方からの個人旅行者に訴求力の高い構成になるよう作成し掲載すること。
- ② ①には訪問するスポットページと必要に応じて交通事業者ページへの動線を設けること。スポットが既存サイトにない場合は、新たに作成・掲載(最大72スポット程度。各ページの文字数：日本語換算で300字程度)すること。

(イ) 協議会構成員からの依頼に基づく掲載情報の更新

都以外のスポットページ及び交通事業者ページ等について、連携する各自治体及び交通事業者からの依頼に則り、年2回（9月頃と12月頃）の情報更新を行うこと。また、修正内容の詳細等について各自治体及び交通事業者の担当者等と連絡をとり調整を行うこと。更新時には事前に全ページを対象にリンク切れ箇所が無いか確認を行い、各自治体及び交通事業者と対応方法（リンク変更や削除等）を個別に調整の上で修正対応を行うこと。（年間で200ページ程度の修正を想定）

(ウ) 更新日の掲載

サイト内の各ページについて、ページ公開日と最終更新日を掲載すること。対象ページはTCVBと協議の上、決定する。なお、更新日が掲載されていない既存ページについては、必要に応じて、前事業者から引継いだ情報を元に掲載すること。

(エ) 更新情報欄への情報掲載

各サイト及び関連サイトにおける更新情報等をトップページ更新情報欄「UPDATES」に掲載すること。

(オ) バナーの掲載・削除

TCVBが別途実施するオンライン広告等事業にて制作する特設ページへの誘導リンクを各地方サイト2件程度ずつ、トップページに設けること。（バナー用素材は、TCVBが別途提供する。）

(カ) 東北サイトの山形県・秋田県及び関西サイトの大阪府に関連するページの削除

- ① 東北サイトの山形県・秋田県及び関西サイト大阪府の自治体紹介ページを削除すること。また、TOPページに掲載されているDestinations・Browse by Area欄の自治体ページへの導線も併せて削除すること。
- ② 東北サイトの山形県・秋田県のルートページ、スポットページを削除すること。複数自治体に跨る長期ルートページ内の山形県及び秋田県に関するスポット等は削除する必要はないが、遷移リンク等は削除すること。
- ③ 削除した内容はCSVファイル形式で保存し保管すること。当該データについてはTCVBにも共有し、契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎの際は新規受託業者に当該データを引き渡すこと。

(キ) 都内スポットページの情報更新対応

都内スポットページの掲載内容について、更新依頼があった場合に対応すること。（年20件程度を想定）

(ク) 東海サイト・関西サイトTOPページのメインビジュアル変更及び動画ページの作成

東海サイト・関西サイトTOPページのメインビジュアルを現状の

画像のものから映像へ変更すること。変更する映像データについては別途 TCVB が実施する動画作成事業にて作成したものを TCVB から支給する（12月以降を想定）。また、以下ページを参考に新規で動画紹介用のページを東海サイト・関西サイト上にそれぞれ作成すること。動画紹介用のページ作成に当たっては、当該動画制作受託事業者と連携し、グローバルナビゲーションの改修等のページ作成に付随する改修も行うこと。動画は Youtube 等アカウントからの埋め込みとする。

（動画ページ） <https://www.tohokuandtokyo.org/adventure-wellness/>

(ケ) 東海・関西の各自治体の推薦ルートページ作成及びスポット情報制作

① 東海と関西の各自治体が推薦する観光ルート・訪問スポット・交通機関等の情報について掲載するルートページを作成すること。

- ・ 東海地方4本+関西地方2本=合計6本作成。
- ・ 既存のルートページを参考に基本的に同一のデザインにて制作。行程は「東京都（1日）と1自治体（1～2日）」を巡る構成を想定。
- ・ 東海と関西の各自治体の行程部分に係る掲載内容及び画像については TCVB より英語にてデータを提供する（翻訳は含まない。）。
- ・ 東京都内の行程・ルートタイトル・ルート全体の紹介文等のルートページ作成にあたり必要となるその他の情報は受託者にて用意すること。東京都内の行程は、1日（3スポット程度）で巡れるものを、各地方サイトに掲載されている既存スポットより選定し作成すること。また、掲載に際して転載が必要な場合は、選定したスポットへその旨の許諾を取ること。
- ・ 訪問するスポットページと必要に応じて交通事業者ページへの動線を設けること。

② 上記①にて制作する観光ルートに関し、現在サイトに掲載のない新規スポットが含まれる場合は、新規スポットページを作成・掲載すること。（新規スポットは6本で最大36スポット想定。掲載内容及び画像については TCVB より英語にてデータを提供する。）。スポットページが既存の場合はルート内に適切なリンク等を設定すること。

（ルートページ例） [https://www.hokurikuandtokyo.org/route\\_17/](https://www.hokurikuandtokyo.org/route_17/)

（スポットページ例） [https://www.hokurikuandtokyo.org/spot\\_4/](https://www.hokurikuandtokyo.org/spot_4/)

(コ) その他、既存ページの管理及び発生に応じた軽微な更新を行うこと

と。

#### エ. サイト改善施策

ユーザビリティの向上を図るためのサイト改善を行うこと。特に、情報へのたどりつきやすさ、サイト内回遊率、滞在時間、オーガニック流入の向上を重視すること。また、各地方サイト TOP ページから各連携自治体のページへの回遊性を向上する施策を実施すること。SEO 対策などアクセス件数の向上に関しては、アクセス解析結果を踏まえて実施すること。

### (3) 地方連携サイトの更新及び運営管理

日本語と英語の 2 言語で情報の更新・掲載、施策の実施等を行うこと。

#### ア. コンセプト

都と日本各地との連携事業におけるプラットフォームとして、情報を集約して発信するとともに、情報の一元化並びに各地方サイト等への効率的な誘導を促すことを目的とする。

#### イ. 言語

英語・日本語

#### ウ. コンテンツ

(ア) 従来どおり、各地方サイト等、都が制作する関連 Web サイトへのリンク設定を行うこと。

(イ) 日本の祭り情報の更新 (約 130 ページ)

関連する最新情報を確認し、季節ごとに年 3 回程度更新を行うこと。

(夏のお祭りの更新は前年度受託事業者が実施するため、秋・冬・翌年度の春のお祭りについて情報更新を行うこと。)

基本的に、情報収集の際にはお祭りの運営元等に依頼の上で情報収集を行うこと。(連絡先は TCVB より提供する。)

(ウ) イベント情報の更新

以下のイベント情報の更新を行うこと。ただし、引継ぎ期間の 4 月～6 月の更新は含まない。

① 都庁第一庁舎 1 階 全国観光 PR コーナー

…更新頻度：年 2 回程度 (修正が必要な場合は都度対応)。情報は日本語で TCVB より提供する。

② 都内各アンテナショップ 実施イベント

…更新頻度：月 1 回、各ショップ年 4 イベント程度を紹介。店舗運営元に依頼の上、情報収集を行うこと。

③ 都道府県が予定している都内開催の物産 PR イベント

…更新頻度：年に 5 回程度、各回 10 イベント (各都道府県 1 イベント) 掲載、年間最大 50 イベント掲載想定。各自治体に依頼の上、情報収集を行うこと。PR 文も掲載 (1 イベントあたり日本語換算で 300 文字程度)。

(エ) 都内アンテナショップページの作成・更新

- ① 以下の一般財団法人地方活性化センターHP上の都内アンテナショップ一覧情報を参考とし、既存サイトに掲載のないショップは、店舗運営元に情報収集の上で新規作成すること（15件程度想定）。

（一般財団法人地方活性化センターHP：

<https://www.jcrd.jp/publications/antennashop/>）

- ② 店舗運営元に情報収集の上で既存店舗及びオンラインショップの掲載情報の更新を行うこと。オンラインショップが新たに増えた場合、追加掲載すること。（店舗担当者の連絡先は基本的にTCVBより提供するが、新規店舗等の連絡先入手にも対応すること。）
- ③ TCVBが別途実施を予定しているアンテナショップ周遊イベント事業において設置する専用ホームページと、バナー等を用いた有機的な相互連携を図ること。実施に際しては当該受託事業者と適宜連携を行うこととし、その際に情報や素材の提供などが必要な場合はTCVBから提供する。

(オ) IT'S HERE HOT SPOTS JAPANの動画ページ情報更新

各動画の紹介ページにて掲載されているスポットの情報等についてデスク調査及び必要に応じて各施設等へ情報収集を行い、掲載情報の確認及び更新を行うこと。

（動画ページTOP：<https://www.tourismalljapanandtokyo.org/videos/>）

(カ) TOPの「東京と日本各地」欄に北関東サイトへの導線追加

（4）で新規作成する北関東サイトの公開に合わせ、TOPの「東京と日本各地」欄に既存の各地方サイトへの導線と同様に、北関東サイトへの導線を追加すること。デザインの変更改が必要な場合は改善を妨げない。

(キ) 「開催地について詳しく知る」タブの追加

「日本の祭り」と「自治体アンテナショップ」に掲載されている茨城県・栃木県・群馬県のお祭りページとアンテナショップのページについて、（4）で新規作成する北関東サイトの開設に合わせて、既存他自治体該当分と同様に「開催地について詳しく知る」タブを追加し、それぞれの自治体ページへと遷移させること。

（日本の祭りページ例：<https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/festival/f-04-03>）

(ク) 1都4県ページの管理・運営

本サイトのサーバー内に掲載の日本語ページについて閲覧できる状態を引き続き保持すること。また、リンク切れや情報更新の必要がある場合は修正対応を行うこと。

<https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/1to4ken/>

(ケ) バナーの掲載・削除

TCVB が別途実施する事業にて制作する特設サイトへの誘導リンクをトップページに設けること（バナー用素材は別途 TCVB が提供）。併せて当該特設サイトから地方連携サイトに誘導するためのバナー用画像データを制作すること。

(ロ) その他、既存ページの管理及び発生に応じた軽微な更新

エ. サイト改善施策

オーガニック流入・回遊率・滞在時間の改善、ユーザビリティの向上又は各地方による連携サイトへの遷移を促すような効果的な施策を実施すること。なお、SEO 対策などアクセス件数の向上に関しては、アクセス解析結果を踏まえて実施すること。

(4) 北関東サイトの新規制作・運営管理

以下の仕様を満たしたサイトの制作及び運営管理を行うこと。

ア. コンセプト

東京及び北関東地方双方の魅力とアクセス情報、交通サービス情報等を詳細に発信することにより、訪都外国人や個人旅行者等が各地方を認知し、推奨交通機関を利用して実際に現地を訪問することを促す。

イ. 公開時期

令和 8 年 9 月中を目途に公開

ウ. 言語

英語

エ. デザイン・構成

基本的なデザイン、構成及びシステム・サーバー・セキュリティ環境等（WAF を導入済）は、既存の各地方サイトを引き継ぐものとするが、より魅力的なサイトとするために工夫すること。特に TOP ページのファーストビューエリアについては訴求力のあるデザインを心掛けること。

オ. コンテンツ

(ア) TOP ページの作成

- ① ファーストビューエリアは訴求力のあるデザインを心掛け、各連携自治体が平等に露出されるように配慮すること。また、別途 TCVB が実施する動画作成事業において作成する映像をファーストビューエリアに掲載すること。映像の提供は 12 月以降を予定している。
- ② 各連携自治体ページや交通事業者ページ、ルートページへ遷移するための枠を設けること。
- ③ 既存の地方サイト同様に Coolie Policy、Site Map、About This Site のページを作成し、遷移リンクを下部に設置すること。
- ④ サイト内検索用の検索窓を掲載すること。
- ⑤ 各サイト及び関連サイトにおける更新情報等を掲載する更新欄を掲載すること。

- (イ) TCVB が別途実施する招聘事業に伴うルート紹介及びスポット制作  
TCVB が別途実施する招聘事業に伴い、当該事業の受託事業者と協力の上、観光ルート・訪問スポット・交通機関等の情報について、翻訳及び掲載作業（令和8年12月中を目途に掲載）を行うこと。
- ① 北関東サイトに東京都（1日）及び地方内の2自治体（2～3日ずつ）（予定）を巡る観光ルートを紹介するページを1ページ制作すること。訪都・訪日旅行を検討する主に欧米豪地方からの個人旅行者に訴求力の高い構成になるよう作成し掲載すること。
- ・ ルートの行程はTCVBから日本語で提供する。英語翻訳を行うこと。
  - ・ 既存のルートページを参考に制作すること。
  - ・ 訪問するスポットページと必要に応じて交通事業者ページへの動線を設けること。
- ② 上記①にて制作する観光ルートに関し、新規スポット情報を作成・掲載すること。（新規スポット数は最大12スポット想定。各スポットページの文字数：日本語換算で300字程度）。
- （ルートページ例） [https://www.hokurikuandtokyo.org/route\\_18/](https://www.hokurikuandtokyo.org/route_18/)  
（スポットページ例） [https://www.hokurikuandtokyo.org/spot\\_120/](https://www.hokurikuandtokyo.org/spot_120/)
- (ウ) 北関東の各自治体の推薦ルートページ制作及びスポット情報制作
- ① 北関東の各自治体が推薦する観光ルート・訪問スポット・交通機関等の情報について掲載するルートページを作成すること。
- ・ 作成本数については、北関東の各自治体（茨城県・栃木県・群馬県）について各1本ずつ作成し、加えてその中のいずれかの自治体について1本追加で作成するため、合計4本とする。
  - ・ 既存のルートページを参考に基本的に同一のデザインにて制作。行程は「東京都（1日）と1自治体（1～2日）」を巡る構成を想定。
  - ・ 北関東の各自治体の行程部分に係る掲載内容及び画像についてはTCVBより英語にてデータを提供する（翻訳は含まない）。
  - ・ 東京都内の行程・ルートタイトル・ルート全体の紹介文等のルートページ作成にあたり必要となるその他の情報は受託者にて用意すること。東京都内の行程は、1日（3スポット程度）で巡れるものを、各地方サイトに掲載されている既存スポットより選定し作成すること。また、掲載に際して転載が必要な場合は、選定したスポットへその旨の許諾を取ること。
  - ・ 訪問するスポットページと必要に応じて交通事業者ページへの動線を設けること。
- ② 上記①にて制作する観光ルートに関し、現在サイトに掲載のない新規スポットが含まれる場合は、新規スポットページを作成・掲

載すること。(新規スポットは4本で最大24スポット想定。掲載内容及び画像についてはTCVBより英語にてデータを提供する。)。スポットページが既存の場合はルート内に適切なリンク等を設定すること。

(ルートページ例) [https://www.hokurikuandtokyo.org/route\\_17/](https://www.hokurikuandtokyo.org/route_17/)

(スポットページ例) [https://www.hokurikuandtokyo.org/spot\\_4/](https://www.hokurikuandtokyo.org/spot_4/)

(エ) 各連携自治体ページの作成

既存の各地方サイトと同様に、各連携自治体の紹介及び公式ホームページやサイト内の関係するページへのリンクを掲載したページについて、情報収集、翻訳の上で作成し掲載すること。作成対象の自治体は、別紙1に記載の北関東の自治体(茨城県・栃木県・群馬県)とする。

(連携自治体ページ例: [https://www.tohokuandtokyo.org/pref\\_2/](https://www.tohokuandtokyo.org/pref_2/))

(オ) 動画ページの作成

以下ページを参考に、TCVBが別途実施する動画作成事業の動画紹介ページを作成すること。映像データは別途TCVBより提供する(12月以降を想定)。動画紹介用のページ作成に当たっては、当該動画制作受託事業者と連携し、グローバルナビゲーションの改修等のページ作成に付随する改修も行うこと。動画はYoutube等アカウントからの埋め込みとする。

(動画ページ: <https://www.kyushuandtokyo.org/adventure-wellness/>)

(カ) 交通事業者ページの掲載

東京から北関東地方並びに地方内移動における、航空・鉄道事業者を利用した交通アクセス・サービスの紹介及び予約サイト等へのリンクページについて、情報収集、翻訳の上で作成し掲載すること。作成する交通事業者数は1社を予定している。

(キ) 情報更新日の掲載

各ページの情報更新日を掲載すること。対象ページはTCVBと協議の上、決定する。

(ク) リンクバナーの作成・掲載

各サイトへの誘導を図るためのリンクバナーを作成し、他地方サイト上に掲載すること。なお、バナーのデザインは既存他地方サイトのバナーを参考に作成すること。併せて、他地方サイトのリンクバナーをトップページ下部に掲載すること。

(ケ) サイト内回遊

サイト内回遊を促進するため、バナーの設置等の施策を行うこと。

(コ) 海外メディア向けプレスリリース

本サイト公開と同時に、海外メディア向け(配信先:5,000媒体社を想定)に英語でプレスリリースを実施し、主にターゲット市場にて

リリース内容が拡散されるようフォローアップを行うこと。

(5) 効果測定及び報告

ア. Web サイトアクセス解析

(ア) Google Analytics と Google Search Console 等を用いて毎月アクセス解析を行い、適切な分析を行った上で TCVB に報告し、分析結果を踏まえた提案も適宜行うこと（引継ぎ期間の 4～6 月を除く）。項目は以下を想定しているが、期間当初に決定すること。

サイト/ページ	項目
各地方サイト	<p>月間 PV 数及び公開以降累積 PV 数、ユニークユーザー数、新規ユーザー率、リピーターユーザー数、セッション数、新規セッション数、リピーターセッション数</p> <p>地方別アクセス状況、閲覧端末比率/閲覧ブラウザ数、ページ別アクセス数（ページビュー数、平均ページ滞在時間、エンゲージメント率等）、各流入元及び参照サイト（セッション数、セッション時間、エンゲージメント率等）、検索キーワード（クリック数、表示回数、CTR、掲載順位等）</p>
ー各交通事業者ページ	<p>ページビュー数、ページ別訪問数、平均ページ滞在時間、閲覧開始数、エンゲージメント率、ページ内バナークリック数</p>
ー各動画ページ	<p>ページビュー数、ページ別訪問数、平均ページ滞在時間、閲覧開始数、エンゲージメント率、平均動画閲覧時間等</p>
地方連携サイト	<p>月間 PV 数及び公開以降累積 PV 数、ユニークユーザー数、新規ユーザー率、リピーターユーザー数、セッション数、新規セッション数、リピーターセッション数</p> <p>地方別アクセス状況、閲覧端末比率/閲覧ブラウザ数、ページ別アクセス数（ページビュー数、平均ページ滞在時間、エンゲージメント率等）、各流入元及び参照 Web サイト（セッション数、セッション時間、エンゲージメント率等）、検索キーワード（クリック数、表示回数、CTR、掲載順位等）</p>
ー都内アンテナショップページ/1 都 4 県ページ	<p>ページビュー数、ユニークユーザー数、新規ユーザー数、セッション数、ページ/セッション、ユーザーあたりのセッション数、平均セッション時間、エンゲージメント率等</p> <p>地方別アクセス状況、閲覧端末比率/閲覧ブラウザ数、各流入元（ユーザー数、新規ユーザー数、セッション数等）</p>

(イ) 連携している自治体(浜松市・名古屋市は除く)別にアクセス解析を行い、各数値指標や情報を年に 3 回（四半期ごとの作成、引継ぎ期間に当たる第 1 四半期の報告は含まない。）報告すること。項目は以下を想定しているが、期間当初に決定すること。北関東の各自治体については北関東サイトの公開時を含む四半期から報告を行うこと。

- ① 対象ページ
  - ・ 各県別ページ
  - ・ 各ルートページ
  - ・ 各スポットページ

- ② 抽出対象指標

対象ページ別のページビュー数、ページ別訪問数、平均ページ滞在時、エンゲージメント率、及び前年同期比（%）対象国別のページビュー数、対象国別のページ別訪問数、ページ別訪問数、平均ページ滞在時間、エンゲージメント率、及び前年同期比（%）

- (ウ) アクセス解析から Web サイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を TCVB に報告すること。
- (エ) アクセス解析時や各種レポート提出時には、各種数値指標における確認結果の根拠となる資料（確認時の画面キャプチャ等）を示した上で、的確に報告すること。各種報告数値確認時は受託者側でのダブルチェック等、確認時の業務フローを事前に定め、正確な数値及び記載による報告を徹底すること。
- (オ) 目標値（KPI）について  
各 Web サイトについては、自然検索流入における月間 PV 数、1 人当たりの平均エンゲージメント時間、ページ/セッション（1 訪問当たりのページビュー数）の年間目標値を設定すること。その他、サイト運営に有効な KPI について併せて設定することも妨げない。同目標値を達成できるような魅力ある Web サイト制作・運営を行い、毎月報告を行うこと。

(6) 公式 YouTube アカウントの管理

- ・ 対象アカウント  
「TOURISM OF ALL JAPAN X TOKYO」  
<https://www.youtube.com/channel/UCiNosckMyhZUog6dHxWztbg>
- ・ 上記アカウントの管理を行うこと。TCVB からの依頼に応じて、動画の新規掲載（年間 30 件程度想定）、更新及びインサイト情報の共有等を行うこと。

(7) 会議開催関連業務

各地方自治体等との会議（各地方年 4 回開催予定）に際し、本事業に関する事業内容や経過報告等の資料作成を各地方ごとに行うこと。また、TCVB の要請に応じて会議に同席し（各地方別開催。各 1～1.5 時間程度想定）、参加者からの質問等に回答すること。

※開催日及び資料詳細については、別途 TCVB より連絡する。

※状況に応じて、開催方法や、回数が変更となる場合がある。

7. 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 完了報告と成果物の提出について

#### ア. 委託完了届

TCVB 所定の「委託完了届」を提出すること。

#### イ. 実施報告書

A4 版、横書きカラーで作成の上、電子データを納品すること。

※エクセル等を使用する場合には別紙として添付すること。

#### (2) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

### 8. 契約更新

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、受託者との合意のもと 1 年間を単位として最大 2 回まで本契約を更新することができる。

更新を検討するに当たって TCVB において評価会を実施するため、別途業務報告書を提出し、評価会に参加すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約更新に当たっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、TCVB の収支予算が TCVB の評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

なお、次年度の契約内容や金額が大きく変更・追加になる場合、事業方針が変更になる場合などは、評価審査会を実施しないことがある。

### 9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りではない。

### 10. 秘密の保持

受託者は、「9. 第三者委託の禁止」により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。「9. 第三者委託の禁止」により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

### 11. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

### 12. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\* 第 14 に定めるところによる。

\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx)

### 13. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf)

\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx)

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ア. 6で受託者が収集する許諾関係先一覧（所属、氏名、メールアドレス等）
  - イ. TCVBより提供するアンテナショップやお祭りの運営元等の連絡先
  - ウ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）もア.やイ.と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」\*\*\*及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/security\\_houshin.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf)

\*\*\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx)

また、9.によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
  - イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア. TCVB職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- イ. また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）もア.と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

### 14. その他

- (1) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合はTCVBと協議して決定する。
- (2) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たってはTCVBと協議のものと進めること。
- (3) 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作するとともに、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金

額に含まれるものとする。

- (4) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (5) 本委託契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度 TCVB 収支予算が令和8年3月31日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。